

厚生労働省発生食0410第1号
平成30年4月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

生活基盤施設耐震化等交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係団体等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

第1 通則

生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

第3 定義

1 生活基盤施設耐震化等交付金

第2に定める目的を達成するため、第9に定めるところにより都道府県が取りまとめた生活基盤施設の耐震化等に関する計画（以下「生活基盤施設耐震化等事業計画」という。）に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

第6に掲げる交付の対象となる事業のうち生活基盤施設耐震化等事業計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

3 交付対象事業者

都道府県から整備等に要する経費の一部の補助を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等をいう。

第4 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県とする。

第5 計画期間

生活基盤施設耐震化等事業計画の期間は、生活基盤施設耐震化等事業計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね5年以内とする。

第6 交付の対象となる事業

1 交付の対象となる事業は、生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された次に掲げる事業とする。

(1) 水道施設等耐震化事業

水道施設及び保健衛生施設等の耐震化に関する事業

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に関する事業

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業

(4) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業

IoT技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、厚生労働大臣が認める事業

2 前項に定める事業の細目については、別に定めるものとする。

第7 交付額の算定方法

交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、別に定める算定方法により算出した額を合計した額とする。

第8 交付金の配分

都道府県は、国から交付される交付金を交付対象事業者に補助するものとする。

第9 生活基盤施設耐震化等事業計画の提出等

1 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による生活基盤施設耐震化等事業計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、第6第1項の(2)の事業を実施する場合は、別紙様式1の別添「都道府県広域化計画」を添付するものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 計画の期間

四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費

六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

七 その他必要な事項

2 生活基盤施設耐震化等事業計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業

の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

3 厚生労働大臣は、都道府県から第1項の規定により生活基盤施設耐震化等事業計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、適当と認めた場合に受理するものとする。

4 前3項の規定は、生活基盤施設耐震化等事業計画を変更する場合に準用する。

第10 申請手続

この交付金の交付の申請は、都道府県が、毎年度、生活基盤施設耐震化等事業計画に定められた交付対象事業のうち交付対象事業者が交付金を充てて実施するものについて、別紙様式2による交付申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第11 変更申請手続

この交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、都道府県が別紙様式3による変更交付申請書に關係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第12 交付金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

第13 交付決定までの標準的期間

厚生労働大臣は、第10又は第11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

第14 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の2月20日までに別紙様式4による報告書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行状況の報告について、厚生労働大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別紙様式5による報告書を速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、厚生労働大臣は、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずる。
- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式6による調書を作成するとともに、交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 都道府県が交付対象事業に対してこの交付金を財源として補助金を交付する場合には、(1)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。なお、この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは都道府県知事に、「国庫」とあるのは都道府県に読み替えるものとする。ただし、(4)及び(8)中「厚生労働大臣が別に定める」については、読み替えないものとする。
- (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 厚生労働大臣は、(9)により付した条件に基づき交付対象事業者が財産の処分による収入があった場合には、その収入の全額又は一部を国庫に納付させることがある。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の返還を命ずる。

第15 実績報告

都道府県は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第14の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式8による年度終了実績報告書を、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

第16 交付金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

第17 生活基盤施設耐震化等事業計画の評価

- 1 生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出しようとする都道府県は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、第9第1項の規定に基づいて当該生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該生活基盤施設耐震化等事業計画に添付するものとする。

- （1）目標の妥当性
- （2）生活基盤施設耐震化等事業計画の効果及び効率性
- （3）生活基盤施設耐震化等事業計画の実現可能性

なお、水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日健発第0712003号厚生労働省健康局長通知）及び水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目（平成16年7月12日健水発第0712002号厚生労働省健康局水道課長通知）に準じた事前評価を実施した事業と同等の事業内容のみを交付対象事業とする生活基盤施設耐震化等事業計画については、当該評価の結果を本規定の事前評価の結果として扱うことができるものとする。

- 2 都道府県は、生活基盤施設耐震化等事業計画を作成したときは、事前評価の結果と合わせ、公表するものとする。
- 3 都道府県は、交付期間の終了時には、生活基盤施設耐震化等事業計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び厚生労働大臣への報告を行うものとする。
- 4 前項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了時とする。また、交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、原則、交付

期間の最終年度中又はその翌年度とする。

- 5 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 交付対象事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
 - (4) 今後の方針
- 6 都道府県は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は都道府県独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 生活基盤施設耐震化等事業計画の事前評価、中間評価及び事後評価の実施に当たり、評価の対象となる交付対象事業は、第6第1項の(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)に掲げる事業とする。
- 8 厚生労働大臣は、第3項の規定による報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言を行うことができる。

第18 指導監督交付金

- 1 厚生労働大臣は、都道府県が事業の円滑な運営及び適正な執行を図るため、国との連絡、交付対象事業者に対して行う指導監督、並びに生活基盤施設耐震化等事業計画、都道府県水道ビジョン等の作成等の事務に要する経費に対して、指導監督交付金を交付することができる。

ただし、都道府県水道ビジョン等の作成に要する経費については、平成33年度を交付期限とする。
- 2 指導監督交付金の対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 指導監督交付金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 厚生労働大臣が別に定める額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 都道府県が指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、第10に規定する交付申請書に別紙様式9による内訳書を添付するものとする。
- 5 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定の内容を変更しようとするときは、第11に規定する変更交付申請書に別紙様式9に準じた内訳書を添付するものとする。
- 6 指導監督交付金の実績報告は、第15に規定する報告書に別紙様式10による内訳書を添付して行うものとする。
- 7 第14に定める交付の条件のうち(1)から(8)、第16に定める交付金の返還については、指導監督交付金手続きについて準用する。この場合において、

「交付対象事業」とあるのは事務に読み替えるものとする。

第19 監督等

- 1 厚生労働大臣は都道府県及び交付対象事業者に対し、都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は都道府県及び交付対象事業者に対し、都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、生活基盤施設耐震化等交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第20 その他

特別の事情により第7、第9、第10、第11、第15、第17及び第18に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 指導監督交付金の対象経費

費 目	細 目	説 明
人 件 費	職 員 手 当	交付対象事業の指導監督事務及び生活基盤施設耐震化等事業計画並びに都道府県水道ビジョン等の作成等の事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する職員手当（時間外勤務手当に限る。）とする。
諸 謝 金	報 償 費	生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県水道ビジョン等の作成等に直接必要な検討会等を開催するため必要な報償費とする。
旅 費	旅 費	交付対象事業を実施する市町村に対する指導監督事務の実施、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県水道ビジョン等の作成等のため直接必要な旅費（本省連絡旅費、市町村指導監督旅費、施設調査旅費、検討会等委員出席旅費）とする。
庁 費	賃 金 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	交付対象事業を実施する地方公共団体等に対する指導監督事務、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県水道ビジョン等の作成等の事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（賃金（保険料を含む。）、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（取得金額15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣に協議して承認を得たものに限る。））とする。